

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月8日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度県民満足度等調査業務
- (2) 業務内容
令和8年度県民満足度等調査業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年8月31日まで
- (4) 履行場所
岡山県総合政策局政策推進課の指定する場所

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4 調査・研究、小分類1 調査・研究（社会経済分野）」であり、格付区分がA又はB又はCであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県総合政策局政策推進課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電 話（086）226-7866
FAX（086）224-2143

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書の配布の期間及び場所

- ア 配付期間 令和8年4月17日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 配付場所 3の契約条項を示す場所に同じ。
なお、岡山県政策推進課ホームページからダウンロードできる。
(URL <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/2/>)

(2) 技術提案参加表明方法

- ア 提出書類 参加表明書(様式第1号)
- イ 提出期限 令和8年4月17日(金)午後5時(必着)
- ウ 提出場所 3の契約条項を示す場所に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限るものとし、イの提出期限までに必着のこと。)

(3) 技術提案参加資格要件の審査等

参加表明書を提出した者については、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知するものとし、この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付

- ア 受付期限 令和8年4月17日(金)午後5時(必着)
- イ 受付方法 「質問・回答書」(様式第2号)によりFAXすること。
なお、電話又は口頭による質疑には応じない。
- ウ あて先 岡山県総合政策局政策推進課
FAX(086)224-2143

5 技術提案

(1) 提案書の提出

- ア 提案期限 令和8年4月21日(火)午後5時(必着)
- イ 提出場所 3の契約条項を示す場所に同じ。
- ウ 提出物等
 - (ア) 委託業務内容に係る提案書
 - a 調査票案への改善提案(A4判 2ページ程度)
 - b アンケート分析の提案(A4判 2ページ程度)
 - (イ) 経費見積書
 - a 岡山県知事宛てとし、代表者印を押印すること。
 - b 内訳として、人件費、郵送費、資料印刷費等に区分して明記すること。
 - c 人件費は単価、日数を明記すること。
- エ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。)

(2) 審査

委託業務内容に係る提案書と見積額に基づき審査し、総合的に判断して受託予定者を決定する。

<配点> 提案書：見積額＝85：15

6 契約の締結等

(1) 契約の締結

受託予定者の決定後、提出された提案を基本として当該受託予定者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条から第155条までの規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された提案書等の追加及び修正は認めない。

(3) 提案参加者に対して、提出書類の内容について説明を求めることがある。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 審査経過については公表しない。